

沼津市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、令和7年度定期監査（学校監査）結果報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年12月5日

沼津市監査委員 間 野 吉 幸
同 久 松 但
同 植 松 恭 一

説明聴取実施校 第一小学校、第三小学校、第四小学校、香貫小学校
第一中学校、第三中学校、第四中学校

沼監第74号
令和7年12月5日

沼津市長 賴重秀一様

沼津市監査委員 間野吉幸
同 久松但
同 植松恭一

定期監査（学校監査）の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき令和7年度定期監査（学校監査）を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

1 監査の期間

令和7年8月22日から11月27日まで

2 監査の対象

市立全小学校、中学校及び市立高校中等部

特に、以下の学校については関係職員から説明を聴取し、現地調査を行った。

小学校	第一、第三、第四、香貫
中学校	第一、第三、第四

3 監査の範囲

令和6年度における財務に関する事務事業の執行、施設の管理状況等
ただし、一部に令和7年度を含む。

4 監査の方法

沼津市監査委員監査基準に準拠し、各学校から提出された監査資料などに基づき説明を聴取するとともに、抽出により関係書類、諸帳簿等の調査を実施した。

また、施設の適正管理等について確認するため、小学校4校、中学校3校については現地調査を行うとともに、関係職員からの説明を聴取した。

5 監査の結果

予算の執行、会計事務処理及び施設等の管理状況については、おおむね適正に行われているものと認められた。なお、軽微な注意・要望等は監査の過程において、その都度行った。

概要は、次のとおりである。

(注) 数値は、次のとおり表示又は算出しているため、合計、差額等が一致しない場合がある。

- 1 文中の金額は、原則として千円未満を四捨五入し、千円単位で表示した。
- 2 文中の執行率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。また、執行率が 99.95%以上 100%未満の場合 99.9%としてある。

(1) 予算の執行状況

ア 令和6年度配当予算の執行状況

(単位：千円・%)

区分	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
小学校（23校）	43,548	41,981	1,567	96.4
中学校（17校）	30,241	29,154	1,087	96.4
市立高校中等部	7,100	6,972	128	98.2

イ 令和6年度配当予算の執行状況（説明聴取実施校）

(単位：千円・%)

学校名	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
第一小学校	1,637	1,538	99	94.0
第三小学校	1,666	1,549	117	92.9
第四小学校	2,242	2,210	32	98.6
香貫小学校	2,414	2,405	9	99.6
第一中学校	1,370	1,310	60	95.6
第三中学校	2,545	2,416	129	94.9
第四中学校	1,560	1,531	29	98.2

(2) 財産管理の状況

ア 学校施設の整備及び管理状況

学校施設の營繕・改修事業については計画的に実施されており、第四小学校空調設備改修工事のほか、理科室等空調設備整備工事や防犯カメラ装置整備工事等が完了した。

また、教育環境の改善を進めるため、第四小学校校舎建築主体工事や大岡中学校校舎建築主体工事に着手するなど、児童生徒の安全で快適な学校生活の確保に引き続き努めている。

イ 備品等の物品管理状況

備品は、備品登録による管理と現物との照合が年2回実施されるなど、おおむね適正な管理が行われているものと認められた。

理科薬品は、薬品庫の鍵や薬品が適切に保管されるとともに、定期点検表及び管理簿が適正に作成されていた。

ウ 通帳、郵券その他の管理状況

印鑑、郵券（切手・はがき）、タクシー券は金庫に保管され、郵券及びタクシー券は使用簿による管理が行われており、現物との突合確認も随時実施されていた。

また、交付金受入や学校徴収金等の通帳についても、おおむね適正に管理されていたが、状況に応じて統合や廃止を検討するとともに、不要となった際には速やかに解約するなど、引き続き、適正な管理に努められたい。

（3）教育活動及び学校生活

ア 「チーム学校」実現事業交付金

地域性や学校の独自性を生かした特色ある教育活動を通して、小中学校の中期計画を達成するために、各学校が必要とする支援員等の配置、地域交流の推進と外部人材の活用を図る事業の支援等を行うものである。

一部で事業の変更は見られたものの、おおむね各学校が計画したとおりに実施され、それぞれ特色ある教育活動がなされていた。

交付金は、各学校とも計画した事業の目的に沿って支出されていたが、一部の会計処理において、資金前渡等の表記が学校によって異なっていたことから、これを統一するよう改善を求めた。

イ 学校生活への支援及び相談事業

発達に課題を抱える児童生徒や様々な要因で不登校になる児童生徒に対し、教職員や児童生徒支援員等が連携し、オンラインによる学習や空き教室を活用した専用のフリースペースの利用など、本人に寄り添った丁寧な対応に努められていた。

児童生徒支援員については、各学校とも限られた人員の中で配置や時間割等を工夫し、低学年や特別支援学級を中心としつつも各学年に満遍なく支援が行き届くよう努力されていた。一方で、特別な支援を必要とする児童生徒が増加する中で、支援員の増員配置を希望している学校も多くあることから、更なる配慮をお願いしたい。

ウ 理科教育設備整備費等補助金

国庫補助金の交付要綱に基づき適正に処理されていた。小中学校各6校の全12校において、実験用具・模型・顕微鏡等を整備し、理科教育の振興に効果を得ている。

(4) 防災・防犯対策及び交通安全対策

ア 防災・防犯対策の状況

防災、防犯訓練においては、突発的な事態を想定した訓練や不審者対応の訓練を行うなど、各学校において訓練内容が考えられ、適切に実施されていた。

昨今の集中豪雨による洪水や土砂災害等に対する防災に関しては、適宜避難マニュアル等の見直しを行うとともに、教育委員会をはじめとした関係機関との連携を密に図り、児童生徒の更なる安全確保に取り組まれたい。

また、防犯カメラの設置が進められているが、設置台数が限られていることから、各学校の実情に応じて設置箇所を変更するなど、臨機応変な対応を図るとともに、一層の防犯対策の充実に努められたい。

イ 交通安全対策

各学校において、児童生徒に対する交通安全教育を実施するとともに、教員のみならず、地域の方々や保護者等の見守り活動により、通学路の安全確保が図られている。今後も、児童生徒の交通安全対策への取組みに努めていただきたい。

(5) 学校徴収金の取扱い

学校徴収金については、児童生徒の保護者から徴収し公立学校が預かる金銭であるため、公金に準じた取り扱いが求められるものである。

説明聴取を実施した学校では、令和3年度に定められた「沼津市立小中学校徴収金事務取扱要領」に基づき、適正に管理されていた。

また、「学校徴収金等会計検査実施基準」に則り、令和6年度は8校の小中学校で検査が実施された。

【指導事項】

ア 未納者に対する対応について

一部の学校において、徴収金未納者が滞納したまま卒業し、徴収不能となっている案件が見受けられた。徴収金については、負担公平の観点から、滞納者に対して個々の状況に応じた適切な納付指導を行うなど、新たな徴収不能者を生み出さない取組みを検討されたい。

(6) 外国にルーツを持つ児童生徒やその保護者に対する対応

外国にルーツを持つ児童生徒やその保護者への対応については、各学校がそれぞれに行っているが、通訳等の不足により、学校間の格差が生じないよう通訳等の確保対策の取組みをお願いする。